制定日：2026 年 10 月 1 日

リログループ　労働安全衛生基本方針

リログループは多様な人材がパートナーとして互いを尊重し、団結してお客様に最高のサービスを提供するためには、役員、社員、ビジネスパートナーをはじめとする全てのステークホルダーの労働安全衛生の確保が最も重要な経営基盤であると考えます。

この考えのもと、本方針に基づき、安全で健康的な職場環境を実現し、事業活動を推進します。

１．適用範囲

本方針は、株式会社リログループ、株式会社リログループの子会社の役員および従業員（正社員、嘱託社員、アルバイト、派遣社員等を含みます）に適用します。また、お客様、お取引先、協力会社その他の関係者との関係においても、本方針に基づき事業活動を推進します。

２．基本方針

（１）労働安全衛生管理体制の確立

経営トップを最高責任者とする労働安全衛生管理体制を構築し、リログループ全体で労働安全衛生の確保および継続的な管理・改善を推進します。

（２）適用法令の遵守

労働安全衛生に関する法令および規制、協定を遵守すると共に、労使が協議のうえ、必要な社内規程や制度を整備し、適切な運用に努めます。

（３）リスクの低減と労働災害の防止

職場における安全衛生上のリスクを的確に把握し、その排除および低減に取り組みます。また、継続的な職場環境の改善や高年齢労働者への配慮を通じて、職種、勤続年数、年齢、性別等にかかわらず、誰もが安全かつ安心して働ける環境づくりを推進し、労働災害の防止に努めます。

（４）健康確保・増進

従業員の健康保持・増進を支援するとともに、健康状態の把握と適切なフォローを行います。また、治療と仕事の両立支援をはじめ、一人ひとりの状況に応じた就業環境の整備を推進します。

（５）安全衛生意識の向上

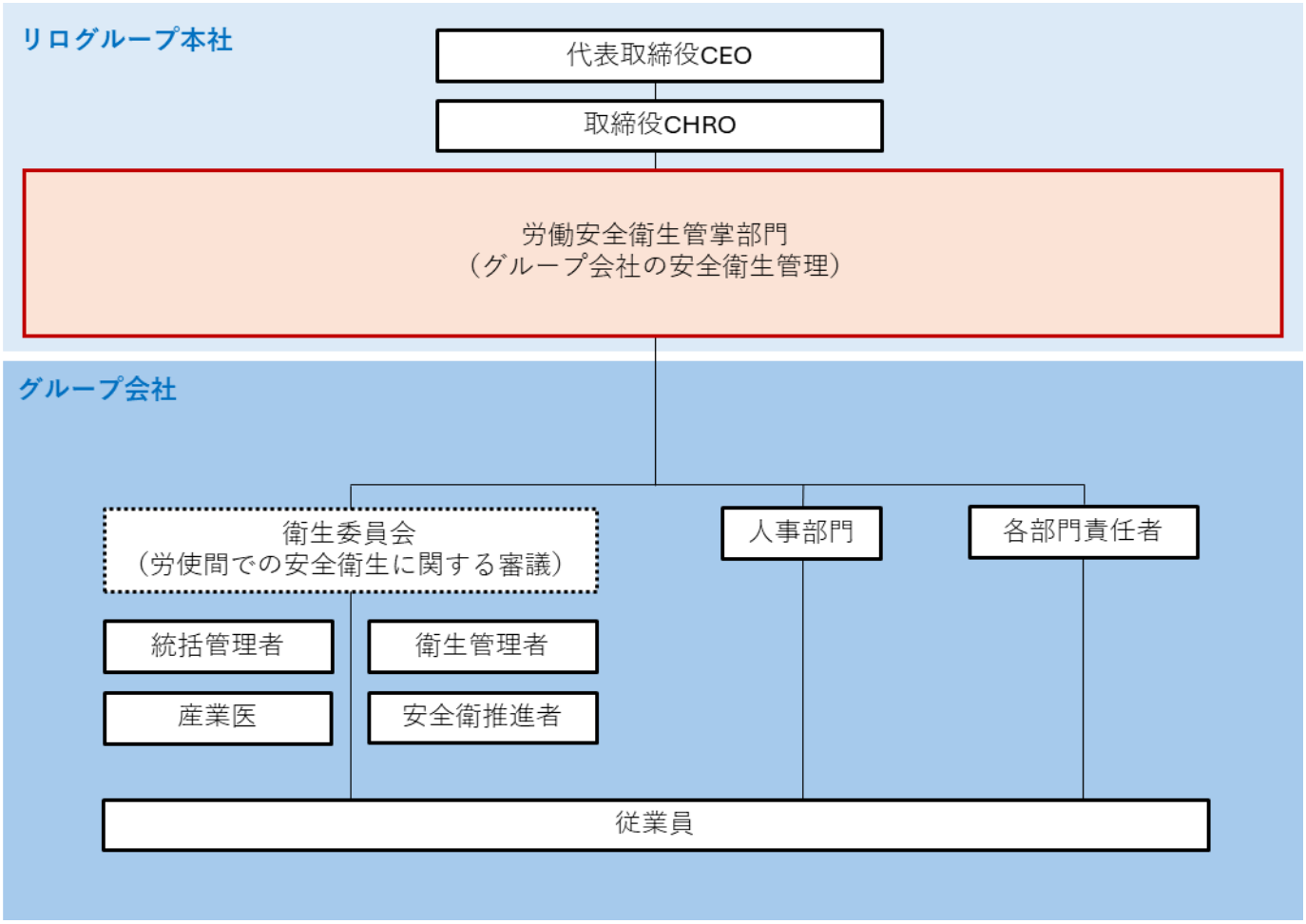
教育・研修を継続的に実施し、労働安全衛生に関する知識や情報の共有を図るとともに、安全衛生意識の向上と安全文化の醸成に努めます。

（６）継続的改善

労働安全衛生に関する取組の実効性を定期的に評価・検証し、継続的な改善を通じて、安全で健康的な職場環境の維持・向上を図ります。

３．体制

リログループは基本方針に基づき、グループ全ての役員、社員の労働安全衛生の確保のため、リログループ本社に労働安全衛生管掌部門を設置しています。同組織が事務局としてグループ会社の衛生委員会を運営・管理する他、人事部門や各部門責任者と連携しながら、様々な取り組みを行い、グループ全体の労働安全衛生を管理しています。



４．主な取り組み



（１）健康診断

毎年、健康診断を確実に実施するとともに、二次健康診断の受診を促進することで、従業員の健康維持・増進に努めています。また、管理栄養士による保健指導窓口を設置し、食事や運動など生活習慣の改善を支援しています。さらに、従業員の健康保持に配慮し、職場における受動喫煙防止の観点から分煙環境を整備しています。



（２）ストレスチェック

グループ全体でストレスチェックを実施し、従業員のメンタルヘルスの状況を定期的にモニタリングしています。また、結果については組織単位で集団分析を行い、職場環境の課題把握と改善に努めています。



（３）相談窓口の設置

従業員が気軽に相談できる社内外の健康相談窓口を設置し、精神的・身体的ストレスに対する予防および適切な対応を行っています。また、女性特有の健康課題を含む多様な健康相談にも対応するとともに、必要に応じて産業医と連携しながら、従業員の心身の健康保持・増進と安心して働ける職場環境の実現に取り組んでいます。



（４）過重労働対策

法定基準を上回る独自の管理基準を設定し、基準を超過した対象者に対しては、疲労蓄積度調査、上司へのヒアリングおよび産業医面談を実施しています。また、安全配慮が必要な社員に対しては就業上の措置を講じるなど、健康障害防止対策を推進しています。



（５）治療と仕事の両立支援

疾病や治療を抱える従業員が安心して働き続けられるよう、治療と仕事の両立支援に取り組んでいます。主治医や産業医と連携し、一人ひとりの状況に応じて勤務時間の調整や業務内容の見直しなどの就業上の配慮を行うことで、治療と就労の両立を支援し、働きやすい職場環境の整備を推進しています。



（６）労働災害の防止

職場における安全衛生上のリスクを把握するため、衛生委員会による職場巡視や職場環境の点検を定期的に実施しています。また、労働災害やヒヤリハット事例の共有・分析を通じて再発防止策を講じるとともに、働く世代の高齢化を見据え、高齢者の身体的特性にも配慮した安全対策に取り組んでいます。転倒災害をはじめとする職場の危険要因の把握と改善に取り組み、年齢を問わず誰もが安全・安心に働ける職場環境の整備を通じて、労働災害の未然防止に努めています。



（７）衛生委員会

従業員の健康維持・増進および労働災害の防止に関する事項を審議・推進するため、衛生委員会を設置しています。委員会は毎月開催し、議事録を全従業員へ共有することで、労働安全衛生に関する重要事項の周知と職場環境の継続的な改善に取り組んでいます。



（８）安全衛生教育

従業員および管理監督者を対象に、安全衛生に関する各種研修（e ラーニング）を実施しています。また、管理職向けに女性特有の健康課題に関する理解促進教育を実施するとともに、社内イントラネットを通じて「心と身体のマネジメント通信」による健康情報の発信や、健康保険組合が実施する各種施策の周知を行うなど、安全衛生意識の向上と健康保持・増進を支援しています。